

熊本市公報

第1475号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

- 熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第55号） 1114
- 市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則（第56号） 1117

訓令

- 熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（第12号） 1119

消防局

- 消防法に基づく措置命令に係る公告（中央消防署公告第2号） 1120

規 則

規則第55号

令和5年9月6日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成31年規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ中「330円」を「340円」に改め、同項第2号ア(イ)中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改め、同表第2項第1号ウ中「1,180円」を「1,230円」に改め、同表第3項第3号アの表中

「

18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

」

を

「

19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

」

に改め、同号イの表中

「

6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

」

を

「

6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

」

に改める。

別表第1第6項を次のように改める。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とすること。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、当該修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了すること。

別表第1第8項第3号イ(ア)中「4,700円」を「4,800円」に改め、同号イ(イ)中「5,000円」を「5,100円」に改め、同号イ(ウ)中「5,500円」を「5,600円」に改め、同表第9項第3号中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改め、同表第11項第4号イ中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表第12項第2号中「138,300円」を「138,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第56号

令和5年9月14日

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市交通遺児援助金給付規則及び熊本市水洗便所等改造工事費助成規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 熊本市交通遺児援助金給付規則(昭和48年規則第19号)様式第1号
- (2) 熊本市水洗便所等改造工事費助成規則(平成22年規則第13号)様式第1号、様式第2号及び様式第4号

(熊本市契約事務取扱規則の一部改正)

第2条 熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

(熊本市会計規則の一部改正)

第3条 熊本市会計規則(昭和39年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「、氏名」を「及び氏名」に改め、「及び押印」を削り、同条第2項中「及び印鑑」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 支出命令者は、第1項に規定する請求書が正当な債権者により作成されたものであることを確認しなければならない。

第26条第4項を削る。

第27条第1項中「規定する」の次に「要件を備えた」を加える。

第34条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第43条第2項及び第3項を削る。

第64条第3項中「認印し」を「署名又は認印をし」に改める。

(熊本市補助金等交付規則の一部改正)

第4条 熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「」を削る。

様式第2号中

「熊本市長 」を「熊本市長 印」に改め、「早い日」の次に「まで」を加える。

様式第3号中「」を削る。

様式第4号及び様式第5号中

「熊本市長 」を「熊本市長 印」に改める。

様式第6号中「」を削る。

様式第7号中

「熊本市長 」を「熊本市長 印」に改める。

(熊本市市街地再開発事業補助金交付規則の一部改正)

第5条 熊本市市街地再開発事業補助金交付規則(昭和61年規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号から様式第8号まで及び様式第10号中「」及び「」を削る。

(熊本市企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第6条 熊本市企業立地促進条例施行規則(平成11年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

訓 令

訓 令 第 1 2 号

令和 5 年 9 月 1 4 日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和39年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

書式第4号中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

消防局

中央消防署公告第2号

令和5年8月23日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項で準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

熊本市中央消防署長 清田 淳也

1 防火対象物の所在地

熊本市中央区出水一丁目1番25号

2 防火対象物の名称

サントビル

3 命令を受けた者

有限会社サント 代表取締役 開田 耕造

4 命令事項

令和6年1月22日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。

5 命令年月日

令和5年（2023年）8月23日

6 命令を行った者

熊本市中央消防署長 清田 淳也